

# 国立研究開発法人産業技術総合研究所の契約に係る指名停止等の措置要領

制定 平成15年9月19日 15要領第39号

最終改正 令和4年10月1日 令04要領第21号 一部改正

(目的)

**第1条** この要領は、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）の工事、製造、物件の買入れその他に係る予算の適正な執行を確保するため、入札参加有資格者に対する指名停止等の措置について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

**第2条** この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 有資格業者 国立研究開発法人産業技術総合研究所の契約に係る競争参加者資格審査事務取扱要領（13要領第90号）第8条に規定する名簿に記載されている者をいう。
- 二 指名停止 特定の事業者について、一定期間、指名の対象外とする措置をいう。
- 三 契約担当職 会計事務取扱要領（13要領第17号）第2条に規定する契約担当職をいう。
- 四 代表役員等 有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。）。
- 五 一般役員等 有資格業者の役員若しくはその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で代表役員等以外の者。

(指名停止)

**第3条** 調達部長は、有資格業者が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の1に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 調達部長が指名停止を行ったときは、契約担当職は契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

**第4条** 調達部長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

2 調達部長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

3 調達部長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員を含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

**第5条** 有資格業者が1の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍の期間とする。

一 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1ヵ年を経過するまでの間(指名停止の期間中を含む。)に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

二 別表第2第1号から第3号まで又は第4号から第9号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3ヵ年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第4号から第9号までの措置要件に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)

3 調達部長は、有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号、前2項及び次条第1号の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1の期間(次条第1号に該当する場合にあっては、別表第2第4号、第5号、第7号又は第8号に定める短期を限度とする。)まで短縮することができる。

4 調達部長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

5 調達部長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

6 調達部長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

**第6条** 調達部長は、第3条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合(前条第2項の規定に該当することとなった場合を除く。)には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

一 談合情報を得た場合、又は研究所の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第2第4号、第5号、第7号又は第8号に該当したとき

それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間(当該事案について、代表役員等又は一般

役員等の関与が明らかである場合に限り。)又は1.5倍の期間。

二 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第4号、第5号又は第6号に該当する有資格業者に悪質な事由あるとき(第1号の規定に該当することとなった場合を除く。)

それぞれ当該各号に定める短期に1ヵ月加算した期間

三 研究所又は公共機関の職員が、競売入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の3第1項に規定する罪をいう。以下同じ。)又は談合(刑法第96条の3第2項に規定する罪をいう。以下同じ。)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第7号、第8号又は第9号に該当する有資格業者に悪質な事由あるとき(第1号の規定に該当することとなった場合を除く。)

それぞれ当該各号に定める短期に1ヵ月加算した期間

(指名停止の通知)

**第7条** 理事長は、第3条第1項若しくは第4条各項の規定により指名停止を行い、第5条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第5条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なく調達部長が別に定める指名停止通知書、指名停止期間変更通知書又は指名停止解除通知書により通知するものとする。

2 調達部長は、前項の通知を行った場合は、すみやかに当該通知の内容を契約担当職に周知しなければならない。

(随意契約の相手方の制限)

**第8条** 契約担当職は、次項に掲げる場合を除き、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。

2 契約担当職は、国立研究開発法人産業技術総合研究所会計規程(13規程第5号)第30条第3項及び第4項に規定する場合は、あらかじめ調達部長の承認を受けて指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方とすることができる。

(下請等の禁止)

**第9条** 契約担当職は、指名停止の期間中の有資格業者が研究所の契約に係る全部若しくは一部を下請し、若しくは受託し、又は工事契約の完成保証人となることを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

**第10条** 調達部長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(指名停止の公表)

**第11条** 調達部長は、第3条第1項又は第4条各項の規定により指名停止が行われたときは、当該指名停止措置に係る有資格業者名、事案の概要及び行われた措置の内容について、公衆の見やすい場所に掲示し、又は公衆の閲覧(インターネットによる閲覧を含む。)に供する方法により公表するものとする。

**附 則（15要領第39号）**

この要領は、平成15年9月19日から施行する。

**附 則（19要領第58号・一部改正）**

この要領は、平成20年1月1日から施行する。

**附 則（20要領第24号・一部改正）**

この要領は、平成20年10月1日から施行する。

**附 則（22要領第88号・一部改正）**

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

**附 則（24要領第48号・一部改正）**

この要領は、平成24年10月1日から施行する。

**附 則（25要領第71号・一部改正）**

この要領は、平成25年10月1日から施行する。

**附 則（26要領第18号・一部改正）**

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則（26要領第70号・一部改正）**

この要領は、平成26年9月19日から施行する。

**附 則（26規程第71号・一部改正）**

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則（26要領第25号・一部改正）**

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則（令02要領第8号・一部改正）**

この要領は、令和2年7月1日から施行する。

**附 則（令02規程第26号・一部改正）**

この規程は、令和2年12月28日から施行する。

**附 則（令04要領第21号・一部改正）**

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

## 別表第1

## 研究所の施設内において生じた事故等に基づく措置基準

| 措 置 要 件  | 期 間                         |
|--|-----------------------------|
| <p>(虚偽記載)</p> <p>1 研究所の発注する工事、製造、物件の買入れその他の契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>   | <p>当該認定をした日から1ヵ月以上6ヵ月以内</p> |
| <p>(過失による粗雑工事)</p> <p>2 研究所の契約担当職と締結した請負契約に係る工事（国土交通省へ委託した工事を含む。以下この表において「発注工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）。</p> | <p>当該認定をした日から1ヵ月以上6ヵ月以内</p> |
| <p>3 経済産業省又は研究所以外の経済産業省所管の団体が発注した工事（国土交通省へ支出委任又は委託した工事を含む。以下この表において「一般工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。</p>   | <p>当該認定をした日から1ヵ月以上3ヵ月以内</p> |
| <p>(契約違反)</p> <p>4 第2号に掲げる場合のほか、工事、製造、物件の買入れその他の契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>   | <p>当該認定をした日から2週間以上4ヵ月以内</p> |
| <p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 発注工事の施工又はその他の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>  | <p>当該認定をした日から1ヵ月以上6ヵ月以内</p> |
| <p>6 一般工事の施工又はその他の契約の履行に当たり、</p>   | <p>当該認定をした日から1ヵ月</p>        |

|   |                                  |
|---|----------------------------------|
| <p>安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>                        | <p>以上3ヵ月以内</p>                   |
| <p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p> <p>7 発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> | <p>当該認定をした日から2週間<br/>以上4ヵ月以内</p> |
| <p>8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>                 | <p>当該認定をした日から2週間<br/>以上2ヵ月以内</p> |

## 別表第2

## 贈賄等不正行為に基づく措置基準

| 措 置 要 件   | 期 間   |
|---|---|
| <p>(贈賄)</p> <p>1 次のイ、ロ又はハに掲げる者が研究所の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起され、その行為態様、役員の関与の有無、社会的影響等を勘案して、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>イ 代表役員等<br/>ロ 一般役員等<br/>ハ 有資格業者の使用人でロに掲げる者以外のもの<br/>(以下「使用人」という。)</p> | <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4ヵ月以上12ヵ月以内<br/>3ヵ月以上9ヵ月以内<br/>2ヵ月以上6ヵ月以内</p> |
| <p>2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が経済産業省の職員及び研究所以外の経済産業省所管の団体の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起され、その行為態様、役員の関与の有無、社会的影響等を勘案して、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>イ 代表役員等<br/>ロ 一般役員等<br/>ハ 使用人</p>                          | <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4ヵ月以上12ヵ月以内<br/>2ヵ月以上9ヵ月以内<br/>1ヵ月以上6ヵ月以内</p> |
| <p>3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起され、その行為態様、役員の関与の有無、社会的影響等を勘案して、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>イ 代表役員等<br/>ロ 一般役員等<br/>ハ 使用人</p>  | <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3ヵ月以上12ヵ月以内<br/>2ヵ月以上9ヵ月以内<br/>1ヵ月以上6ヵ月以内</p> |
| <p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>4 研究所の契約担当職と締結した契約に係る案件に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反した場合において、契約の相手方として不適當である</p>   | <p>当該認定をした日から3ヵ月以上12ヵ月以内</p>  |

|  |                              |
|--|------------------------------|
| <p>と認められるとき。</p>   |                              |
| <p>5 経済産業省及び経済産業省所管の団体の職員と締結した契約に係る案件に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反した場合において、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> | <p>当該認定をした日から2ヵ月以上12ヵ月以内</p> |
| <p>6 他の公共機関の職員と締結した契約に係る案件に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反した場合において、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>            | <p>当該認定をした日から1ヵ月以上12ヵ月以内</p> |
| <p>(競売入札妨害又は談合)</p>  |                              |
| <p>7 研究所の契約担当職と締結した契約に係る案件に関し、次のイ又はロに掲げる者が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>              | <p>逮捕又は公訴を知った日から</p>         |
| <p>イ 代表役員等</p>   | <p>4ヵ月以上12ヵ月以内</p>           |
| <p>ロ 一般役員等又は使用人</p>  | <p>3ヵ月以上12ヵ月以内</p>           |
| <p>8 経済産業省及び経済産業省所管の団体の職員と締結した契約に係る案件に関し、次のイ又はロに掲げる者が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>   | <p>逮捕又は公訴を知った日から</p>         |
| <p>イ 代表役員等</p>   | <p>3ヵ月以上12ヵ月以内</p>           |
| <p>ロ 一般役員等又は使用人</p>  | <p>2ヵ月以上12ヵ月以内</p>           |
| <p>9 他の公共機関の職員と締結した契約に係る案件に関し、次のイ又はロに掲げる者が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>              | <p>逮捕又は公訴を知った日から</p>         |
| <p>イ 代表役員等</p>   | <p>2ヵ月以上12ヵ月以内</p>           |
| <p>ロ 一般役員等又は使用人</p>  | <p>1ヵ月以上12ヵ月以内</p>           |
| <p>(不正又は不誠実な行為)</p>  |                              |
| <p>10 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>                              | <p>当該認定をした日から1ヵ月以上12ヵ月以内</p> |



|  |                              |
|--|------------------------------|
| <p>11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> | <p>当該認定をした日から1ヵ月以上12ヵ月以内</p> |
|--|------------------------------|